○文部科学省告示第百八号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称及び員数を、同表下欄の名称及び員数に改める。

平成二十一年七月十日

文部科学大臣　塩谷　立

（彫刻の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造大威徳明王像（五大堂安置）　一軀 附　木造不動明王、降三世明王、軍荼利明王、金剛夜叉明王像　四軀	平成十六年文部科学省告示第百二十二号	木造五大明王像（五大堂安置）　五軀 不動明王、降三世明王、金剛夜叉明王の像内に慶長十年、同十三年、七条大仏師康正、康理、康英の銘がある	宗教法人醍醐寺	京都府京都市伏見区醍醐伽藍町

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月十日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月十日

文部科学大臣　塩谷　立

（歴史資料の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
ボードイン収集紙焼付写真　五百二十八点	国立大学法人長崎大学	長崎県長崎市文教町一一四

○農林水産省告示第九百二十四号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインを次のように定め、平成二十一年八月一日から施行し、平成十六年十一月九日農林水産省告示第二千十三号（個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドラインを定める件）は、同日付けで廃止する。

平成二十一年七月十日

農林水産大臣　石破　茂

農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第１　趣旨（法第１条関係）
第２　用語の定義（法第２条関係）
第３　このガイドラインの適用対象者の範囲
第４　個人情報の利用目的に関する義務
　１　利用目的の特定（法第15条第１項関係）
　２　利用目的の変更（法第15条第２項・法第18条第３項関係）
　３　利用目的による制限（法第16条第１項関係）
　４　利用目的による制限（事業承継の場合）（法第16条第２項関係）
　５　利用目的による制限の例外（法第16条第３項関係）
第５　個人情報の取得に関する義務
　１　適正な取得（法第17条関係）
　２　取得の制限
　３　取得時の利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関係）
　４　書面等による直接取得時の利用目的の明示（法第18条第２項関係）
　５　利用目的の通知等をしなくてよい場合（法第18条第４項関係）
第６　個人データの管理に関する義務
　１　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）
　２　保存期間
　３　安全管理措置（法第20条関係）
　４　従業者の監督（法第21条関係）
　５　委託先の監督（法第22条関係）
　６　個人情報保護管理者の設置
　７　農林水産関係事業者が行う措置の対外的明確化
第７　個人データの第三者提供に関する義務
　１　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）
　２　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）
　３　いわゆる「オプトアウト」（本人の求めによる提供停止）（法第23条第２項・第３項関係）
　４　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）
第８　保有個人データの開示等に関する義務
　１　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）
　２　保有個人データの開示（法第25条関係）
　３　保有個人データの訂正等（法第26条関係）
　４　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）
　５　理由の説明（法第28条関係）
　６　開示等の求めに応じる手続（法第29条関係）
　７　手数料（法第30条関係）
第９　苦情処理に関する義務（法第31条関係）
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　ガイドラインの見直しについて

第１　趣旨（法第１条関係）

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月閣議決定。平成20年４月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、農林水産省が所管する分野及び法第36条第１項ただし書により農林水産大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「農林水産分野」という。）における事業者等（以下「農林水産関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、このガイドラインにおいても、同様である。